

議案第43号

訴えの提起について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年3月19日

つくば市長 市原健一

1 訴えの趣旨

水戸地方裁判所土浦支部平成25年（ワ）第123号損害賠償請求事件について、平成27年3月11日に言い渡された判決に不服を申し立て、東京高等裁判所へ控訴する。

2 訴えの相手方

茨城県つくば市

被控訴人（第1審原告）

茨城県つくば市

被控訴人（第1審原告）

3 訴えの理由

相手方の子がバイクを運転していた際に発生した交通事故は、道路両脇から雑草が茂り前方の見通しを遮ったことが原因だとして、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、市に対して相手方が提起した損害賠償請求事件について、平成27年3月11日の第1審判決においては、つくば市の道路

における管理瑕疵があるとし，当市の主張が認められなかつたため。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の上記取り消しに係る部分の請求を棄却する。
- (3) 控訴費用は第1，2審とも被控訴人の負担とする。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ，和解，請求の放棄又は認諾
- (2) 上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為